

Monthly Note

2021年12月号 Vol.178

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/シンポジウム・研究会等
各種共済保険
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

CONTENTS

- シンポジウムの動画を公開しました P1
- 2021年度公募委託調査研究 3名の研究を採用しました P2
- 第179回理事会・第69回(臨時)評議員会開催報告 P2
- 相互扶助事業の取り組みの報告 P3
- 消費税インボイス制度の導入に向けて P4

シンポジウムの動画を公開しました 『壁を壊すケア「気にかける街」をつくる』発刊記念

「Better Life 研究会」*の研究成果書籍『壁を壊すケア「気にかける街」をつくる』の発刊を記念したシンポジウムを開催し、その動画を2021年12月24日に公開しました。どなたでもご視聴いただけますので、当協会ホームページをご覧ください。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>

全労済協会

検索



井手 英策 氏



石井 正宏 氏



馬場 拓也 氏



名里 晴美 氏

*「Better Life 研究会」は、全労済協会が2020年1月から2021年1月にかけて設置した研究会で、「ケア（気にかける）の考え方にもとづく地域づくりのあり方」について、慶應義塾大学の井手英策教授を主査に、子育て、介護、障がい者福祉などさまざまな分野の実践家9名の委員により議論いただきました。

- 第1部** トークセッション 「Better Life 研究会」主査からのメッセージ
井手 英策 氏 (慶應義塾大学経済学部教授)、渡辺 真理 氏 (アナウンサー)
- 第2部** パネルディスカッション
パネリスト 石井 正宏 氏 (NPO 法人パノラマ代表理事理事長)
馬場 拓也 氏 (社会福祉法人愛川舜寿会常務理事)
名里 晴美 氏 (社会福祉法人訪問の家理事長)
コーディネーター 井手 英策 氏

主催 全労済協会
共催 こくみん共済coop、日本再共済連
後援団体 日本労働組合総連合会、教育文化協会、労働者福祉中央協議会、全国労働金庫協会、日本共済協会、日本生活協同組合連合会、全国中小企業勤労者福祉サービスセンター、日本退職者連合

2021年度公募委託調査研究 3名の研究を採用しました

当協会では、2005年度から「公募委託調査研究」を実施し、勤労者福祉に関する各種研究を行っている研究者から委託研究を公募しています。

2021年度の委託研究については、当協会理事長の諮問機関である運営委員会（2021年11月30日（火）開催）からの答申を受けて以下の3名の研究を採用しました。

【採用研究】

- 「低所得世帯における日々の生活費と将来に対する不安感とリスクへの備えに関する分析」
研究者：早稲田大学商学術院教授 大塚忠義 氏（代表研究者）
- 「リカレント教育課程修了者のライフキャリア形成促進政策に関する研究：女性を中心に」
研究者：日本女子大学現代女性キャリア研究所特任研究員・人間社会学部現代社会学科教授 尾中文哉 氏（代表研究者）
- 「離島における共同売店の意義と役割－地域福祉の視点から－」
研究者：国立大学法人琉球大学人文社会学部人間社会学科専任講師 波名城 翔 氏

第179回理事会・第69回（臨時）評議員会開催報告

第179回理事会（2021年11月19日）および第69回（臨時）評議員会（2021年11月26日）をオンラインにて開催し、「全労済協会 今後の姿の方向性ならびに全体スケジュール」などの重要事項について承認されました。

また、当該第69回（臨時）評議員会においては、辞任された理事の後任理事が選任されました。

<第179回理事会>

【協議事項】

- 第1号議案 全労済協会 今後の姿の方向性ならびにスケジュール（案）について
- 第2号議案 役員辞任に伴う後任候補者選任に関する件
- 第3号議案 保険金等審査会委員の辞任に伴う後任者選任に関する件
- 第4号議案 運営委員会委員の辞任に伴う後任者選任および追加選任に関する件
- 第5号議案 第69回（臨時）評議員会の開催ならびに議題等の決定に関する件
- 第6号議案 規程類の一部改定に関する件

<第69回（臨時）評議員会>

【協議事項】

- 第1号議案 全労済協会 今後の姿の方向性ならびにスケジュール（案）について
- 第2号議案 役員辞任に伴う後任者選任に関する件

新任理事

（敬称略）

氏名	団体名等
並木 泰宗	全日本自動車産業労働組合総連合会
元林 稔博	公益財団法人国際労働財団

「自治体提携慶弔共済保険」に関する規程類の点検活動Q & A (その2)

Monthly Note 6月号に引き続き、今回は「自治体提携慶弔共済保険」に関する規程類の点検活動にあたって、それぞれの団体で具体的に規程類の見直しをすすめる際の疑問にお答えする内容をQ & Aでとりあげました。

点検活動の取り組みの参考としていただければ幸いです。

Question Q1

給付事業規程で事務処理や帳票名を記載していた箇所について、省略を提案されましたが、その理由を教えてください。

Answer A1

例えば、機関会議の承認が必要な規程に具体的な事務処理や記帳名を記載されている場合、事務処理や使用帳票の名称が変更になるたびに規程の改定手続きをする手間がかかります。そのような部分を省略することで規程のシンプル化やメンテナンスのしやすさが期待できます。お問い合わせのケースはそうした団体における負担を軽減する視点での提案となります。

なお、点検活動においては、上記に加えて、つぎの2つの視点にもとづく提案もさせていただいております。

① 規程類の項目として規定すべき内容についての視点

団体が実施する給付事業の根拠を明確にするため、その給付事業の範囲と実施方法の記載内容についてご提案します。

② より適切な記載内容についての視点

「標準的な規程内容※」にもとづく記載内容についてご提案します。

※全国のサービスセンターの規程類のうち、シンプルでわかりやすくまとめられたものの内容を整理したもの

①については、よりの確な記載内容となるよう優先的に見直しをご検討いただくことをお願いするもので、②や今回のお問い合わせのケースについては、わかりやすさや負担軽減の視点で見直しを推奨するものとなります。

Question Q2

規程類の修正作業が終わりました。このあとの全労済協会への必要な対応や手続きについて教えてください。

Answer A2

団体の理事会、総会などの機関会議に向けて提起する資料作成を相互で確認しながらすすめさせていただきます。

規程類の改定について承認されましたら、承認後の規程類・別表など一式を全労済協会にご提供をお願いします。

① 改定案の当協会への送付

- ・ご案内するメールアドレスに規程類の改定案データをお送りください。
- ・お送りいただいた改定案の内容について最終確認をさせていただきます。

② 改定手続き（団体の機関会議での承認手続き）

- ・団体の機関会議での承認手続き完了後、改定後のデータをメールにて当協会へご提供ください。

改定手続きに向けた準備をよろしくお願いたします。



消費税インボイス制度の導入に向けて

税理士 関口邦興

消費税のインボイス制度導入(令和5年10月1日)に向けて、令和3年10月1日より、税務署で「適格請求書発行事業者」の登録申請受付が開始されましたので、消費税の課税方式およびインボイス制度の概要につきまして説明いたします。

1. 消費税の課税方式(本則課税と簡易課税制度)

消費税の納税義務者は、原則、当事業年度の前々事業年度(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超える者となります。

課税方式には、次の「本則課税」と中小企業者向けの簡便な計算方法として「簡易課税制度」があります。

(1) 本則課税

① 課税売上に係る消費税 - 課税仕入等に係る消費税(以下「仕入税額控除」といいます。) = 消費税(国税)

② 消費税(国税) × 22/78(注) = 地方消費税

③ 消費税(国税) + 地方消費税 = 納付税額

(注) 食料品等、軽減税率8%の取引は176/624となります。

(2) 簡易課税制度(簡易課税制度選択届出書を提出した者)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合、次のとおり課税売上に係る消費税(国税)を計算することで、地方消費税と納付税額が算出できます(2年間は、継続適用となります)。

① 課税売上に係る消費税(A) - (A) × みなし仕入率(注) = 消費税(国税)

(注) みなし仕入率は、事業区分6種類で定まっています。

第1種事業90%(卸売業) ~ 第6種事業40%(不動産業)

② 地方消費税と納付税額は、上記「(1)本則課税」②・③と同様の計算となります。

(注) 課税売上に係る消費税を算出すれば、納付税額まで計算ができ事務負担等が軽減されます。なお、簡易課税制度とインボイス制度は併用が可能です。

2. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

(1) 適格請求書(インボイス)とは

売手が、買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、請求書・納品書・領収書等名称を問わず、登録番号等一定の事項が記載された書類や電子データをいいます。

(2) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

複数税率に対応した仕入税額控除の方式で、一定の事項を記載した帳簿および売手・買手の双方に適格請求書等の保存義務が課されます。

(3) 適格請求書(インボイス)の交付・保管

売手側は、買手である取引相手から求められたときは、適格請求書を交付し、その写しを保存しておく必要があります。

買手側は、原則として適格請求書または「(4)適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、免税事業者(適格請求書等発行事業者以外の者)から仕入れた場合は、仕入税額控除の対象外となります。

(4) 適格簡易請求書(簡易インボイス)

すべての取引先が消費者であれば、適格請求書の発行事業者になる必要はありません。

ただし、小売業など大部分が消費者との取引であっても、企業との取引等で領収書を求められることがあります。

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業・飲食店業・タクシー業等に係る取引については、「適格請求書」に代えて「適格簡易請求書」を発行することができます。

(5) 適格請求書発行事業者の登録申請

インボイス制度の開始日から登録事業者となり「適格請求書

等」を発行するためには、原則として令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署へ提出し、登録を受けることが必要となります。

3. 適格請求書の記載事項等について

現行「区分記載請求書」の記載事項に、下線事項を加えたもので、請求書・領収書等の様式および会計システムの変更等が必要となります。

(1) 適格請求書の記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)および適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

(2) 適格請求書に記載する登録番号

① 法人事業者「T + 法人番号13桁」

② 個人事業者「T + 数字13桁」(注)

(注) 数字13桁にマイナンバーは用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

(3) 税額の端数処理

上記「(1)⑤税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合、一の適格請求書等につき税率ごとに1回の端数処理を行います(切上げ・切捨て・四捨五入は任意となります)。

4. 免税事業者の留意事項

インボイス制度の実施に伴い、免税事業者(課税売上高1,000万円以下)への影響として、次のことが想定されます。

(1) 取引先(買手側)からの要望等

取引先(買手側)から消費税分の値引き・取引内容の見直し・課税事業者の選択等求められることが想定されますので、簡易課税制度の選択等を含めて検討を要します。

(2) 課税事業者の選択(消費税の申告・納付)

取引先(買手側)の要望等を受け、課税事業者の選択(消費税課税事業者選択届出書の提出)と適格請求書発行事業者の登録申請等を行うと、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合でも、消費税の申告・納付が必要となります。

(3) 経過措置(6年間)

インボイス制度の導入後6年間は、免税事業者からの仕入に係る消費税(仕入税額控除額)について、経過措置として、次の控除可能額が課税売上に係る消費税より控除できます。

① 令和5年10月1日 ~ 令和8年9月30日

仕入税額控除額 × 80% = 控除可能額

② 令和8年10月1日 ~ 令和11年9月30日

仕入税額控除額 × 50% = 控除可能額

③ 令和11年10月1日 ~ 控除不可(経過措置の終了)

適用に際しては、免税事業者から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入である旨)を記載した帳簿の保存が必要となります。

(注) インボイス制度の詳細については、国税庁ホームページ公表サイト「特集インボイス制度」参照。